

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(12月分)

令和5年12月31日現在

令和5年12月1日～令和5年12月31日

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:8件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
12月8日	特定商取引法の5年後見直しのための検討会に関する要請書	不招請勧誘規制を求める関西連絡会 世話人代表 国府 泰道	1 消費者庁は、特定商取引法の5年後見直しのための検討会を設置して、速やかに検討を開始すべきである。 2 消費者庁が前項の検討を開始しないときは、内閣府消費者委員会において特定商取引法の5年後見直しのための検討会を設置して、速やかに検討を開始すべきである。
12月11日	特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正を求める意見書	奈良弁護士会 会長 山口 宣恭	国に対し、特定商取引法平成28年改正における附則第6条に基づく「所要の措置」として、以下の内容を含む抜本的な法改正等を行うことを求める。 1 訪問販売・電話勧誘販売について (1)訪問販売につき、家の門戸に「訪問販売お断り」と記載された張り紙等を貼っておくなどの方法によりあらかじめ拒絶の意思を表明した場合が、特定商取引法第3条の2第2項の「契約を締結しない旨の意思を表示した」場合に該当することを法令において明らかにすること。 (2)電話勧誘販売につき、特定商取引法第17条の規律に関し、消費者が事前に電話勧誘販売を拒絶できる登録制度を法的に整備すること。 (3)訪問販売及び電話勧誘販売につき、いわゆる勧誘代行業者に対しても、特定商取引法上の行為規制が及ぶことを法令において明らかにすること。 (4)訪問販売及び電話勧誘販売を行う者は、国又は地方公共団体に登録をしなければならないと法令で定めること。 2 通信販売について (1)通信販売業者がインターネットを通じて消費者を勧誘し、消費者が申込みを行い又は契約を締結した場合について、法令において、行政規制を設けること、並びに消費者によるクーリング・オフ及び取消権を認めること。 (2)インターネットを通じた通信販売による継続的契約について、法令において、消費者の中途解約権及び中途解約の場合の損害賠償の額の上限を定めること。 (3)通信販売業者がインターネットを通じて申込みを受けた通信販売契約について、契約申込みの方法と同様のウェブサイト上の手続による解約申出の方法を認めること及び迅速・適切に解約・返品に対応する体制を整備することを法令において義務付けること。 (4)インターネットの広告画面及び申込画面において、契約内容の有利条件や商品等の品質・効能の優良性を殊更に強調する一方、有利性や優良性が限定される旨の打消し表示が容易に認識できないものを特定商取引法第14条第1項第2号の指示対象行為として具体的に禁止すること。また、広告表示において事業者が網羅的で正確かつ分かりやすい広告を行うことを法令等で明確化すること。 (5)通信販売業者が不当なインターネット広告の表示を中止した場合であっても、行政処分が可能であることを、法令において、明示すること。 (6)通信販売業者がインターネット上で契約の申込みを受けた場合、消費者が申込み過程で閲覧した広告や勧誘過程の動画を一定期間保存する義務及び消費者に対して保存内容を提供する義務を法令で定めること。 (7)特定商取引法第11条第5号及び同法施行規則第8条第1号の表示義務を満たさない通信販売に関する広告又はインターネット等を通じた勧誘により自己の権利を侵害されたとする者は、SNS事業者、プラットフォーム等に対して、通信販売業者及び勧誘者を特定する情報の開示を請求できることを法令において定めること。 (8)適格消費者団体の差止請求権の拡充を行うこと。 3 連鎖販売取引等について (1)連鎖販売取引について、国による登録・確認等の事前審査を経なければ、連鎖販売業を営んではならないとする開業規制を法令で定めること。 (2)特定利益收受の契約条件を設けている事業者が、連鎖販売取引に加入させることを目的として、特定負担に係る契約を締結させ、その後当該契約の相手方に対し特定利益を收受し得る取引に誘引する場合は、特定商取引法の連鎖販売取引の拡張類型として規制が及ぶことを法令において明確にすること。 (3)物品販売又は役務提供による対価の負担を伴う契約をした者が、①22歳以下の者、②先行する契約として投資等の利益收受型取引の契約を締結した者、③先行する契約の対価に係る債務(その支払のための借入金、クレジット等の債務を含む)を負担している者、のいずれかに該当する場合は、その者との間において、新規契約者を獲得することにより利益が得られることを内容とする契約の勧誘及び締結を禁止行為として法令で定めること。 (4)連鎖販売取引について、收受し得る特定利益の計算方法等を特定負担に関する契約を締結しようとする者に説明する義務を法令において定めること。 (5)連鎖販売取引について、業務・財産の状況等に関する情報を特定負担に関する契約を締結しようとする者や加入者に開示する義務を法令により定めること。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
12月14日	「特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正」を求める意見書	高石市議会 議長 永山 誠	<p>特定商取引法の平成28年改正の附則に5年後見直しが定められたが、令和4年12月に改正法施行から5年が経過したところ、訪問販売や電話勧誘販売、通信販売、連鎖販売取引における消費者被害に対処するために、国に対し、次のような特定商取引法の改正を行うよう要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。 2 SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、行政規制、クーリング・オフ等を認めること、及び権利を侵害された者はSNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。 3 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること。
12月15日	【参考送付】特定商取引法の抜本的改正を求める意見書	長野県弁護士会 会長 山岸 重幸	<p>国に対し、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第60号)附則第6条に基づく「所要の措置」として、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)につき、以下の内容を含む抜本的な法改正を行うことを求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 訪問販売・電話勧誘販売について <ol style="list-style-type: none"> (1) 訪問販売につき、家の門戸に「訪問販売お断り」と記載された張り紙等を張っておくなどの方法により予め拒絶の意思を表明した場合が、特定商取引法第3条の2第2項の「契約を締結しない旨の意思を表示した」場合に該当することを条文中明らかにすること。 (2) 電話勧誘販売につき、特定商取引法第17条の規律に関し、消費者が事前に電話勧誘販売を拒絶できる登録制度を導入すること。 (3) 訪問販売及び電話勧誘販売につき、その契約の締結の媒介又は代理の業務の委託を受けた者(いわゆる勧誘代行業者)に対しても、特定商取引法上の行為規制が及ぶことを条文中明らかにすること。 (4) 訪問販売又は電話勧誘販売を行う者は、国又は地方公共団体に登録をしなければならないものとする。 2 通信販売について <ol style="list-style-type: none"> (1) 通信販売事業者がインターネットを通じて消費者を勧誘し、消費者が契約の申込みを行い又は契約を締結した場合について、行政規制を設けること、並びに消費者によるクーリング・オフ及び取消権を認めること。 (2) 特定商取引法第11条第6号及び同法施行規則第8条第1号又は第2号の表示義務を満たさない広告又はインターネット等を通じて行った勧誘により自己の権利を侵害されたとする者は、SNS事業者、プラットフォーム提供者その他の関係者に対して、通信販売事業者及び勧誘者を特定する情報の開示を請求できるとすること。 3 連鎖販売取引について <ol style="list-style-type: none"> (1) 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の事前審査を経なければ、連鎖販売業を営んではならないものとする開業規制を導入すること。 (2) 特定利益收受の契約条件を設けている事業者が、連鎖販売取引に加入させることを目的として特定負担に係る契約を締結させ、その後当該契約の相手方に対し特定利益を收受し得る取引に誘引する場合は、特定商取引法の連鎖販売取引の拡張類型として規制が及ぶことを条文中明確にすること。 (3) 物品販売又は役務提供による対価の負担を伴う契約をした者が次のいずれかに該当する場合は、その者との間において、新規契約者を獲得することにより利益が得られることを内容とする契約の勧誘及び締結を禁止すること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 22歳以下の者 ② 先行する契約として投資等の利益收受型取引の契約を締結した者 ③ 先行する契約の対価に係る債務(その支払いのための借入金、クレジット等の債務を含む)を負担している者 (4) 連鎖販売取引について、收受し得る特定利益の計算方法等を特定負担に関する契約を締結しようとする者に説明しなければならないものとする。 (5) 連鎖販売取引について、業務・財産の状況等に関する情報を特定負担に関する契約を締結しようとする者や加入者に開示しなければならないものとする。
12月18日	成年年齢下げに伴う弊害が生じていることを踏まえて引き続き実効的な施策を求める決議	近畿弁護士会連合会 理事長 浅野 則明	<p>2022年4月に民法の成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳及び19歳(以下「若年成人」という。)も成人と扱われるようになった。そのため、かかる若年成人の消費者被害は今もなお発生しているものの、十分な救済が実現されているとはいえない状況である。</p> <p>そこで、若年成人に対する消費者被害の防止と救済のため、国及び関係機関において、次の措置を講ずることを求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消費者契約法を改正し、若年成人の保護をも念頭に置いた「つけ込み型」不当勧誘に関する取消権を認める旨の規定を置くこと。 2 消費者被害に遭った若年成人の泣き寝入りを防ぐため、弁護士会、消費生活センター、大学学生部、その他の相談窓口における速やかな被害相談を促すべく、政府広報やマスコミ等を通じた周知・啓発活動を充実させること。 3 学校現場における消費者教育を充実させるために予算を拡充するとともに、教育現場への弁護士、消費生活センター相談員及びその他の専門家の派遣、並びに生徒の指導に当たる教員らへの的確な研修及び情報提供ができるよう各種の施策を講ずること。 4 若年成人の消費者被害を防ぐべく、若年成人に対する与信については、申込みから実行まで一定の時間を確保する制度を導入するなど、若年成人に対する与信に関連する特別な規制を導入すべきこと。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
12月20日	【参考送付】金融経済教育の理念に沿った金融経済教育推進機構の組織及び運営体制の構築を求める意見書	日本弁護士連合会 会長 小林 元治	<p>1 国は、投資に関連する消費者被害が生じている現状があるにもかかわらず、民間金融関係団体の影響力を強く受けた投資教育が国家戦略として行われようとしているという点への重大な懸念が生じている現状を十分に認識した上で、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（以下「本法律」、条文引用の際は「法」という。）により創設される金融経済教育推進機構（以下「機構」という。）については、以下の点を十分踏まえて設立及び運営すべきである。</p> <p>(1) 機構の推進する「金融経済教育」（法86条）とは、「国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を通じ、公正で持続可能な社会の実現に貢献していくこと」を目的とするものであること。</p> <p>(2) 金融経済教育は、金融経済教育推進会議が公表した「金融リテラシー・マップ」で示された「最低限身に付けるべき金融リテラシー」（家計管理、生活設計、金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択、外部の知見の適切な活用）の涵養を中核とするものであり、「金融リテラシー・マップ」の内容を踏まえつつ、広範な観点から金融リテラシーの向上を目指して実施すること。</p> <p>(3) 機構は、前記(1)及び(2)のとおり金融経済教育を行い、政府が「資産所得倍増プラン」で示した「貯蓄から投資へのシフト」の方向性を過度に強調したり、国民の金融リテラシーの向上がなされないまま、投資へ誘導したりするような教育を行わないこと。</p> <p>(4) 機構は、金融広報中央委員会（以下「金広委」という。）の機能を移管・承継するに当たり、「国民に対し中立公正な立場から金融に関する広報又は消費者教育活動を行い、もって国民経済の健全な発展に資すること」を目的とする金広委の機能や活動を維持及び継続することを確認し、機構への参加又は協力が予定されている民間金融関係団体の活動によって、機構の中立性が害されることのない組織及び運営体制を構築すること。</p> <p>(5) 機構の設立及び運営に関し、定款の作成（法94条）、設立の認可（法95条）、運営委員会の組織及び運営（法98条以下）並びに業務方法書の作成及び認可（法121条）が、前記(1)から(4)の点に合致するよう行われること。とりわけ、機構の設立及び業務方法書の認可に当たっては、前記(1)の内容を、定款の「目的」（法94条2項1号）、「業務及びその執行に関する事項」（同条同項7号）及び業務方法書（法121条）に明示的に含めること、理事、監事及び運営委員会の委員には、消費者問題に精通する弁護士及び消費者問題や消費者教育について専門的知見を有する者を選任すること。</p> <p>2 国は、認定アドバイザー制度を創設するに当たり、認定アドバイザーを顧客の立場に立つ存在として制度上明確に位置付けるほか、以下の点に留意した制度設計を行うべきである。</p> <p>(1) 認定アドバイザーが学校や企業等で出前授業やセミナー等を実施する場合、将来の家計不安をいわずに煽り、国民を無条件に投資へ誘導するような教育が行われることのないよう、金融経済教育の目的にかなう教育の実施が担保される仕組みを構築すること。</p> <p>(2) 機構がアドバイザーを認定するに当たり、当該アドバイザーが金融サービスを提供する事業者の従業員、役員及び顧問等を兼ねていないこと、幅広い金融商品を対象としたアドバイスが可能であること、金融商品の組成・販売事業者から報酬等を受領していないこと並びに「金融リテラシー・マップ」の内容を正しく理解していることなど、顧客の立場に立ち、金融サービスを提供する事業者と顧客等との間に利益相反が生じない仕組みを構築すること。</p> <p>3 国は、金融経済教育を推進するに当たって、消費者教育の推進に関する法律（以下「消費者教育推進法」という。）の理念に基づく消費者教育との連関を常に意識するとともに、金融庁、消費者庁、文部科学省及び経済産業省等の関連庁間連携を強化すべきである。</p>
12月21日	【参考送付】霊感商法等の悪質商法により個人の意思決定の自由が阻害される被害に関する実効的な救済及び予防のための立法措置を求める意見書	日本弁護士連合会 会長 小林 元治	<p>国に対し、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（以下「不当寄附勧誘防止法」という。）及び消費者契約法の改正を求める。具体的には、不当寄附勧誘防止法においては法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの、消費者契約法においては法人又は事業者による霊感商法等の勧誘手法に着目し、それぞれの法の性質及び仕組みに応じて、不当寄附勧誘防止法及び消費者契約法に以下の趣旨の規定を設ける立法措置を行うことを提言する（以下、両法の規律の対象となる者を合わせて「法人等又は事業者」という。）。</p> <p>1 正体や目的を隠した勧誘の禁止</p> <p>(1) 法人等又は事業者は、寄附の勧誘に先立って、寄附の勧誘を受ける個人に対し、勧誘者の氏名、法人等又は事業者の名称その他当該寄附の勧誘を行う法人等又は事業者を特定するに足りる事項、宗教団体による勧誘である場合にはその旨を明らかにしなければならない。また、寄附の勧誘に先立って、法人等又は事業者への寄附を勧誘する目的（法人等又は事業者並びに法人等又は事業者の関連団体に加入した後に寄附を勧誘する目的を含む。）を隠蔽するなど、寄附される財産の用途について寄附者に誤認させてはならない。</p> <p>(2) 法人等又は事業者が(1)に違反して個人に寄附に係る契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は単独行為をする旨の意思表示をさせたときは、当該個人は、これを取り消すことができる。</p> <p>2 助言の機会を奪うことの禁止</p> <p>(1) 法人等又は事業者は、寄附の勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて相談を行うために当該法人等又は事業者以外の者に連絡することを妨げ又は相談できない心理状態を意図的に作出してはならない。</p> <p>(2) 法人等又は事業者が(1)に違反して個人に寄附に係る契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は単独行為をする旨の意思表示をさせたときは、当該個人は、これを取り消すことができる。</p> <p>3 寄附の勧誘を受ける個人が合理的に判断することができない事情があることを利用するなどの不当勧誘の禁止（「つけ込み型不当勧誘」の禁止）</p> <p>(1) 法人等又は事業者は、寄附の勧誘を受ける個人の困窮、経験の不足、知識の不足、判断力の不足その他の個人が寄附するかどうかを合理的に判断することができない事情があることを利用するなど、不当に勧誘してはならない。</p> <p>(2) 法人等又は事業者が(1)に違反して個人に寄附の申込み又は承諾の意思表示をさせたときは、当該個人は、これを取り消すことができる。</p> <p>(3) 寄附の内容について、寄附を行った個人の生活状況や資産状況等その実情に照らして、個人又はその配偶者若しくは親族（当該個人が民法877条から880条までの規定により扶養の義務を負う者に限る。）の生活の維持を困難にするなど著しく過大な不利益を与えるものである場合は、当該個人が寄附をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを法人等又は事業者が不当に利用したものと推定する。</p>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
12月25日	消費者トラブル防止に関する要望書「ネット取引なんでも110番を実施して」	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 110番実行委員会	<p>「ネット取引」の中でも特に、問題の根源となっている「ネット広告」を介した問題にフォーカスし、寄せられた相談、苦情内容を集計、抽出、分析し、その背景にある問題点を精査する中で下記のとおり意見・提言を取りまとめた。</p> <p>1. インターネット通販におけるネット広告の規制及び強化を求める</p> <p>①特定商取引法による規制の強化 現状、事業者が法令を順守しているとはいえない状況である。事業者に対し、法令順守の徹底を図り、違反した事業者への罰則の強化や社名公表など、厳しい措置を取るよう要望する。</p> <p>②ダークパターンへの規制の検討 ネット広告によるネット取引でのトラブルを踏まえ、ダークパターンに対する規制を積極的に検討することを求める。</p> <p>2. 副業紹介、情報商材等の契約において、特定商取引法の規制の強化を求める</p> <p>①特定商取引法：通信販売 虚偽・誇大広告により誤認して契約した場合、重要事項に対する不実告知として取消権の付与を要望する。通信販売にもクーリング・オフ導入の検討を要望する。</p> <p>②特定商取引法：業務提供誘引販売取引 「儲かる」と誘引して情報商材や投資教材、コンサルティングなどのサービスを契約させる悪質な商法も業務提供誘引販売取引として解決できるよう、定義規定の見直しを要望する。社会的経験や資力の乏しい若年成人（例えば22歳以下）との業務提供誘引販売の禁止も要望する。</p> <p>3. 定期購入の契約において、特定商取引法の規制の更なる強化を求める 定期購入やサブスクリプションのように一度の申込みで複数回の購入や継続的な役務の提供がなされることとなる取引については、消費者が必要とする総額、各回ごとの支払金額、返品や解約の条件などについて、大きな文字でわかりやすく明記することを義務付けるとともに、申込後に契約内容を明らかにする電磁的記録の提供を義務付け、一定の期間は消費者に申込み撤回の権利を付与するなどの規制の強化を望む。</p> <p>4. 悪質な「暮らしのレスキューサービス」について、規制の強化を求める 悪質な手口でトラブルを繰り返す事業者に対しての罰則規定を強化し、警察とも連携して行政措置をとるなどの強硬策も必要である。「暮らしのレスキュー」と呼ばれるサービスが、消費者の安全で安心な生活に寄与するよう、行政の対応を強く求める。</p> <p>5. 警察と消費者庁、経済産業省等の連携で、詐欺的な悪質事業者の取締強化を求める インターネット取引においても、振り込め詐欺と同様、警察庁と関連府省庁との連携を強化して、被害の未然防止、拡大防止に繋がるよう取締りの強化を要望する。</p>

<その他:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
12月14日	【参考送付】国際共同治験開始前に第1相試験を実施する必要性についての意見書-「原則不要」とすべきではない-	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣	<p>2023年9月の厚生労働省の第3回「創薬力の強化・安定供給の確保等のための薬事規制のあり方に関する検討会」において、これまで国際共同治験への開始前に日本人対象の第1相試験を追加実施することを「原則必要」としてきた通知・事務連絡を修正・廃止し、原則として、日本人対象の第1相試験は必要ないとする方針が示された。</p> <p>しかし、当会議は以下の理由から、安全で有効な医薬品を市場に出すという臨床試験の基本的あり方にかかわる大原則を安易に変更し、「原則不要」とすることに強く反対する。</p> <p>1 医薬品の安全性確保における第1相試験の重要性 2 臨床試験のあり方にかかわる原則の変更の実質的な意味 3 海外新興バイオ医薬品企業対策は別の方法で行うべき</p>

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から17件の意見等が寄せられました(内訳: 取引・契約関係:4件、表示関係(食品表示を除く):3件、その他:10件)。寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。